

## 【参考】市営住宅、公営住宅と改良住宅

○ 市営住宅には、大きく公営住宅と改良住宅がある。

市営住宅	<b>公 営 住 宅【66団地 511棟 18,931戸（H30.4.1時点）】</b>	
	根拠法	公営住宅法
	目的	国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、国と地方公共団体が協力して住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で提供するもの
	入居要件	住宅に困窮する低額所得者
	<b>改 良 住 宅【20団地 133棟 4,499戸（H30.4.1時点）】</b>	
	根拠法	住宅地区改良法
目的	不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、改良地区の整備や改良住宅の建設など、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進するもの	
入居要件	改良事業により住宅を失った者	

## ① 既存ストック団地の老朽化・更新時期の集中

### 将来想定される課題② ～事業費の増大～

公営住宅法における耐用年限を迎える公営住宅を管理戸数を維持しつつ、建て替えを実施するには、莫大な費用が必要となる。

#### ■ 耐用年限を迎える住棟を建て替える場合の事業費（工事費，設計費）

	2020年 まで	2021～ 2030年	2031～ 2040年	2041～ 2050年	2051～ 2060年	2061～ 2070年	2071～ 2080年
整備 戸数	0戸	168戸	2,242戸	8,610戸	4,553戸	2,256戸	559戸
工事費	0億	30億	404億	1,550億	820億	406億	101億
設計費	0億	3億	32億	123億	66億	32億	8億

※ 工事費は、過去実績から、18,000千円／戸で算定した。

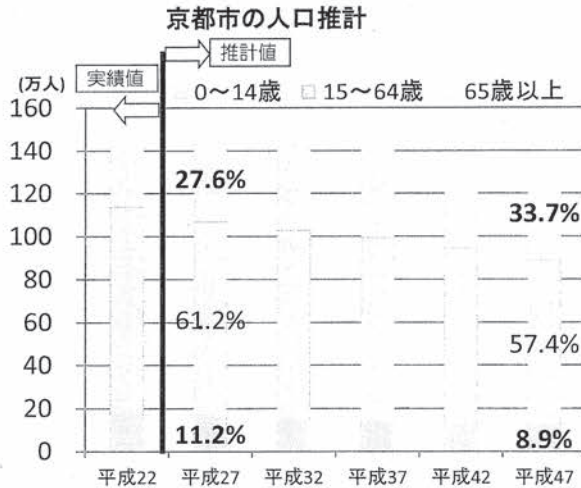
設計費は、工事費の8%で算定した。

2018年度京都市住宅審議会  
第1回公営住宅部会資料 7月

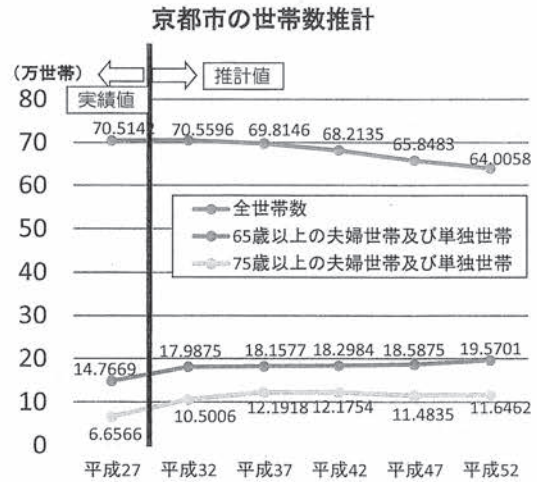
### ③ 入居者・入居世帯の減少及び高齢化の進行

#### 京都市における今後の高齢者・高齢者のみ世帯数の推計

- 今後、総人口は減少することが予測されている中、65歳以上人口比率は増加する見込み
- 世帯数の推計では、今後10年程度は横ばいとなる中、高齢者の夫婦世帯及び単身世帯数は増加する見込み



(出典) 平成22年: 国勢調査  
平成27～47年: 国立社会保障・人口問題研究所  
日本の地域別将来推計人口 (2013年3月推計)



(出典) 平成27年: 国勢調査  
平成32～52年: 国のプログラムを元に京都市住宅政策課が独自に算出

### ④ 公募の申込者数の減少, 公募倍率の低下

#### 過去5箇年の公募戸数及び申込者数の推移

- 公募倍率は低下しており、現在のところ5倍前後で推移

年度	公募戸数合計 (※)			申込者数	倍率
	一般公募	優先選考			
平成25	738	602	136	5,702	7.7
26	720	577	143	5,475	7.6
27	800	657	143	4,410	5.5
28	797	594	203	4,294	5.4
29	817	575	242	3,669	4.5

(※) 改良住宅を含む。

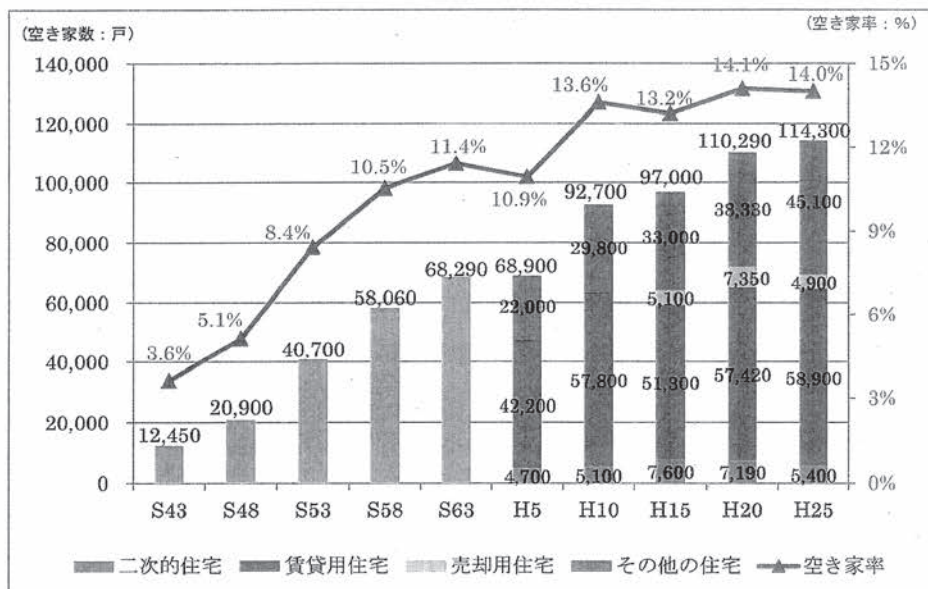
- 建設年次が古い団地やエレベーターが未設置の団地では、申込があったとしても、すべての募集住戸に対して入居があるわけではなく、辞退者が出ている。



## ④ 公募の申込者数の減少，公募倍率の低下

種類別の空き家の推移（住宅・土地統計調査結果）

空き家総数や賃貸用住宅空き家数は増加し続けている。



- ※ 昭和63年以前の調査に関しては、空き家の種類別の集計がない。
- ※ 平成10年以前の調査に関しては、賃貸用住宅・売却用住宅の区別がない。

2018年度京都市住宅審議会  
第1回公営住宅部会資料 7月

## 3 入居者・入居世帯の減少及び高齢化の進行 4 公募申込者数の減少，公募倍率の低下

子育て世帯向けリノベーションの応募状況

○ 全体で概ね1倍程度の応募があるものの、団地により公募倍率にばらつきがある。

	平成28年 12月公募			平成29年 6月公募			平成29年 9月公募			平成29年 12月公募		
	募集 戸数	申込 者数	公募 倍率	募集 戸数	申込 者数	公募 倍率	募集 戸数	申込 者数	公募 倍率	募集 戸数	申込 者数	公募 倍率
洛西 ニュータウン	40	25	0.6	16	17	1.1	18	15	0.8	16	10	0.6
向島 ニュータウン	10	21	2.1	-	-	-	23	16	0.7	15	11	0.8
醍醐地 域	5	9	1.8	1	4	4.0	9	15	1.7	-	-	-
久我のもり	-	-	-	-	-	-	5	13	2.6	-	-	-
合計	55	55	1.0	17	21	1.2	55	59	1.1	31	22	0.7

2018年度京都市住宅審議会  
第2回公営住宅部会資料 9月

市営住宅の空き住戸の整備，改良住宅の一般公募戸数及び空き住戸の整備  
にかかる決算額（過去5年間）

(1) 市営住宅の空き住戸の整備

年度	整備戸数
平成25年度	738戸
平成26年度	619戸
平成27年度	632戸
平成28年度	613戸
平成29年度	668戸

(2) 改良住宅の一般公募戸数

年度	公募戸数
平成25年度	10戸
平成26年度	13戸
平成27年度	27戸
平成28年度	19戸
平成29年度	21戸

市営住宅における孤独死の状況（平成29年度）

団地名	件数
上賀茂	1
音羽	1
八条	1
蜂ヶ丘	1
鈴塚	1
桃陵	1
勸修寺北	3
西野山	2
石田西	1
醍醐南	1
大受	4
小栗栖	1

団地名	件数
醍醐中山	1
下鳥羽	1
向島1街区	2
向島9街区	2
向島10街区	2
向島11街区	1
洛西北福西	2
いわたの森	1
南烏丸	1
醍醐西3街区	2
醍醐中	1
合計	34

注 「孤独死」とは，単身生活者が病気等により，その居室内で誰にも看取られず死亡した事例を指すが，駆けつけた親族や知人により対処された事例もあると考えられ，正確な件数は把握できない。

2018年10月 都市計画局資料より

公営住宅における浴室の設置状況及びふろ釜の改修状況

(1) 浴室の設置状況（平成30年8月末時点）（単位：戸）

	公営住宅等
管理戸数	18,931
浴室設置住戸数	16,278
設置率	86%

(2) ふろ釜の改修状況（平成30年8月末時点）（単位：戸）

区 分	平成29年度			平成30年度（8月末現在）		
	公営住宅	改良住宅	計	公営住宅	改良住宅	計
風呂釜取替	250	2	252	106	2	108
風呂釜修繕	50	1	51	15	0	15

公営住宅のエレベーターの設置状況、新たな設置数

(1) エレベーター（スロープを含む）の設置状況（平成30年8月末時点）

	公営住宅等
管理戸数	18,931 戸
設置住戸数	10,660 戸
設置率	56 %

(2) 新たな設置数（平成29年度しゅん工分）

既存住棟への設置 388 戸

（樫原1，2，7，8号棟，醍醐南1～9号棟）

2018年10月 都市計画局資料より



## 市営住宅の耐震化事業の進捗状況と今後の見通し

### (1) 市営住宅の耐震化の現状（平成30年8月末時点）

管理戸数	23,430戸
耐震性能を満たしている住戸	17,691戸
耐震化率	76%

### (2) 事業実施中の市営住宅

- ア 楽只・鷹峯市営住宅（建替え，耐震改修）
- イ 崇仁市営住宅（建替え）
- ウ 八条市営住宅（建替え）
- エ 樫原市営住宅（耐震改修）
- オ 醍醐南市営住宅（耐震改修）
- カ 大受市営住宅（耐震改修）

## 分譲マンション管理支援事業の実績（平成29年度）

### (1) 分譲マンション管理支援事業

- ア マンション管理セミナー：2回開催（参加者合計156名）

第1回 開催日：平成29年11月11日（土） 参加者：109名

第2回 開催日：平成30年2月10日（土） 参加者：47名

- イ 高経年マンション専門家派遣

8マンション87回派遣（外部役員派遣含む）

### (2) 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成

共用部分への手摺りやスロープの設置工事等に助成

対象：10マンション

### (3) 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣

建て替えや大規模修繕を行おうとする分譲マンションへ対して，アドバイザーを計35回派遣（派遣対象：10マンション）

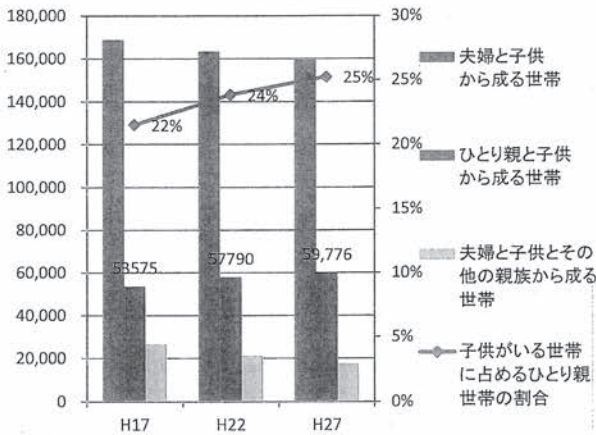
2018年10月 都市計画局資料より

## 2 ひとり親家庭の居住の状況について

### 京都市内の子育て世帯(ひとり親世帯)の世帯割合及び住居の状況

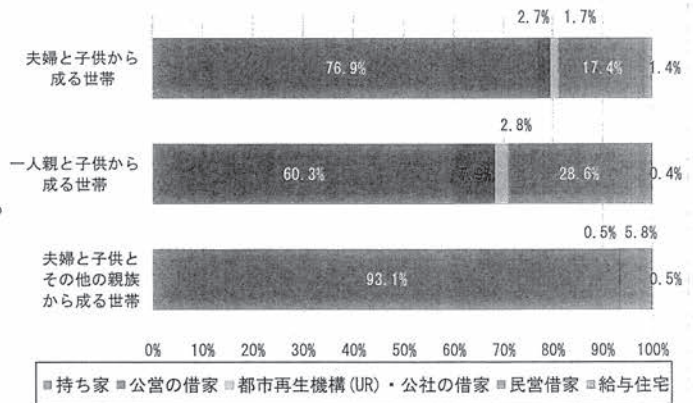
- 子供がいる世帯は減少傾向である中、ひとり親世帯数は増加しており、平成27年には、子供がいる世帯全体のうち、約25%がひとり親世帯となっている。
- 子供がいる世帯の住宅の所有形態は、ひとり親と子供から成る世帯において、持ち家率が他の区分よりも低く、公営、UR、民営借家等の比率が高くなっている

京都市内の子どもがいる世帯数及びひとり親世帯の割合



(資料) 総務省「国勢調査」(平成27年)

京都市の子ども(18歳未満の世帯員)のいる世帯の住宅ストックの所有形態



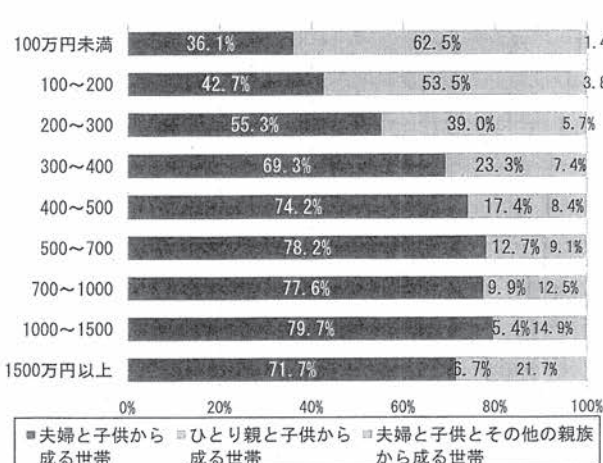
(資料) 総務省「国勢調査」(平成27年)

## 2 ひとり親家庭の居住の状況について

### 京都市内の子育て世帯(ひとり親世帯)の所得状況

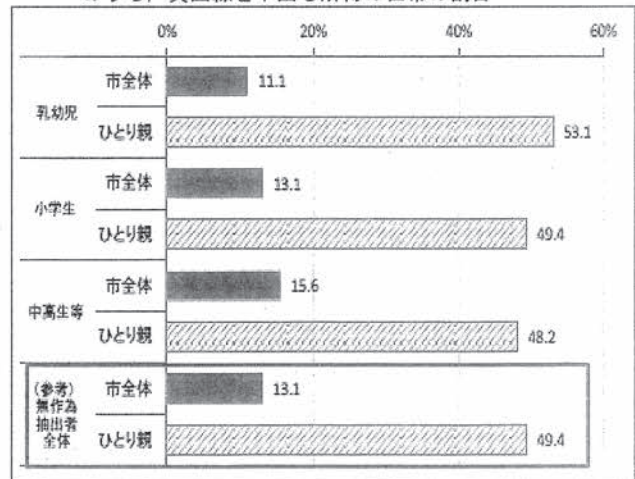
- 京都市内の子どもがいる世帯の所得については、所得区分が低いほど、ひとり親世帯の割合が高くなっており、200万円未満の世帯では半数を超えている。
- また、ひとり親世帯の約半数の所得が貧困線を下回っている。

京都市内の子どもがいる世帯の所得状況



(資料) 総務省「国勢調査」(平成27年)

京都市内の子どもがいる世帯(18歳以下)のうち、貧困線を下回る所得の世帯の割合



(資料) 京都市子どもの生活状況等に関する調査(平成29年3月)

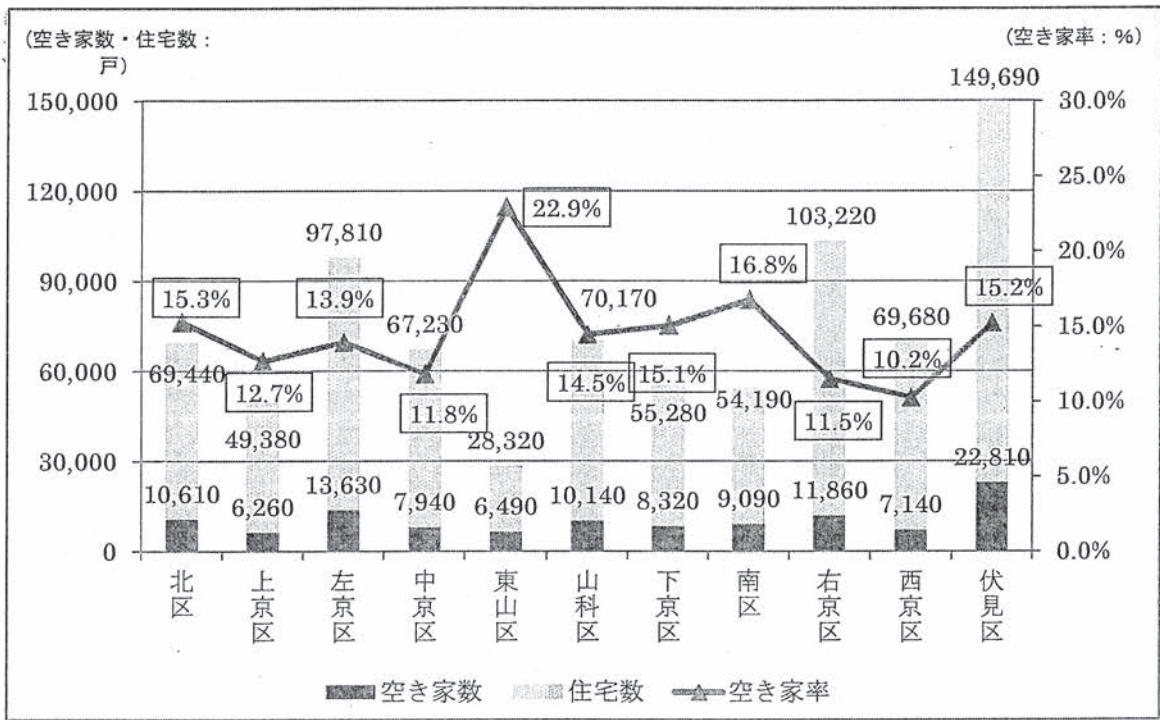
2018年度京都市住宅審議会  
民間賃貸住宅部会資料 8月



### 行政区別の空き家の状況

- 行政区別にみると、空き家数については、伏見区が最も多く 22,810 戸（空き家率 15.2%）、次いで左京区が 13,630 戸（空き家率 13.9%）、右京区が 11,860 戸（空き家率 11.5%）となっています。
- また、空き家率については、最も高い東山区で 22.9%となっており、次いで南区が 16.8%、北区が 15.3%となっています。一方、西京区は、10.2%と最も低くなっています。

図5 行政区別の住宅数，空き家数，空き家率（資料：平成25年住宅・土地統計調査）



2016年11月 京都市空き家対策協議会資料



4 京町家の行政区・学区ごとの軒数(平成28年追跡調査)

学区	京町家等の軒数
北区	1785
紫明	331
紫野	663
出雲路	146
上賀茂	12
大將軍	77
柏野	556
上京区	8521
嘉楽	274
乾隆	395
京極	348
滋野	411
室町	957
出水	1063
春日	244
小川	353
仁和	1221
成逸	319
正親	404
西陣	302
待賢	398
中立	291
桃園	270
翔鸞	955
聚楽	316
左京区	3619
葵	386
鞍馬	77
岡崎	557
下鴨	348
岩倉	0
吉田	777
錦林東山	25
修学院第一	41
上高野	43
浄楽	72
新洞	439
聖護院	315
静市	1
川東	268
北白川	66
養正	143
養徳	61

学区	京町家等の軒数
中京区	8027
乾	444
教業	254
朱雀第一	838
朱雀第五	521
朱雀第三	768
朱雀第四	192
朱雀第七	365
朱雀第二	577
朱雀第八	3
朱雀第六	494
初音	218
城巽	373
生祥	232
竹間	255
銅駝	274
日彰	218
梅屋	390
富有	298
本能	338
明倫	242
柳池	266
立誠	255
龍池	212
東山区	6141
粟田	701
一橋	620
月輪	498
今熊野	526
修道	564
新道	612
清水	523
貞教	377
弥栄	667
有濟	342
六原	711
山科区	414
安朱	197
音羽	65
音羽川	5
鏡山	43
山階	7
小野	11
西野	16
大宅	4
大塚	16
陵ヶ岡	50

学区	京町家等の軒数
下京区	6362
安寧	220
郁文	299
永松	249
皆山	201
開智	296
格致	333
菊浜	282
光徳	624
七条	36
七条第三	70
修徳	206
淳風	483
尚徳	238
植柳	464
崇仁	14
成徳	232
西大路	23
醒泉	463
大内	449
稚松	297
梅逕	121
豊園	343
有隣	419
南区	667
吉祥院	50
久世	16
九条塔南	5
山王	50
祥栄	4
上鳥羽	76
唐橋	49
東和	174
陶化	243
右京区	340
宇多野	23
花園	14
御室	28
嵯峨	78
嵯峨野	28
山ノ内	33
西院第一	14
西京極	25
西京極西	6
太秦	73
嵐山	18

学区	京町家等の軒数
西京区	87
檜原	34
桂東	24
川岡	22
大枝	7
伏見区	4183
稻荷	275
横大路	57
下鳥羽	28
向島	116
向島南	53
砂川	593
住吉	425
春日野	7
深草	523
石田	1
醍醐	22
醍醐西	14
竹田	101
桃山	175
桃山東	34
桃山南	5
藤ノ森	344
南浜	547
納所	67
板橋	696
淀	100
総計	40146

2018年10月 都市計画局資料より



「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」

**補助限度額：**次の(1)、(2)のどちらか少ない額を補助します。

(1) 補助対象費用の80%、(2) 各メニューの補助限度額

**木造住宅** (昭和56年(1981年)5月31日以前に着工)

本格耐震改修		耐震診断・ 耐震改修設計 (※2)	補助限度額	
①	現在の耐震基準に適合する工事 (上部構造評点1.0以上)	●	100万円	
②	一定以上の耐震性能を確保する工事 (上部構造評点0.7以上1.0未満 又は1階のみ1.0以上)	●	50万円	
簡易耐震改修 (※1)		耐震診断・ 耐震改修設計 (※2)	メニューごとの 限度額	補助限度額
③	ア 壁の設置や屋根の軽量化により 耐震性能が従前よりも向上する工事	▲ (※3)	30万円	組み合わせて 50万円
	イ 屋根構面等の水平構面の強化	—	10万円	
	ウ 根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	—	20万円	
	エ 有筋の基礎の増設	—	15万円	
	オ 耐震シェルターの設置	—	30万円	
防火改修 (※1)		耐震診断・ 耐震改修設計 (※2)	メニューごとの 限度額	補助限度額
④	ア 軒裏の防火改修工事	—	20万円	組み合わせて 50万円
	イ 開口部の防火改修工事	—	1万5千円/㎡	
	ウ 長屋の界壁の防火改修工事	—	20万円	
	エ 外壁の防火改修工事	—	20万円	
	オ 感震ブレーカーの設置工事	—	5万円	
<b>備考</b> ※1 長屋の場合、住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限あり)。 ※2 「●」がついているメニューは耐震診断及び耐震改修設計が必要です。 ※3 原則、耐震診断及び耐震改修設計が必要ですが、屋根の軽量化については耐震診断及び耐震改修設計を行わなくても利用できます(その場合、補助限度額は20万円)。				

**長屋の補助額の算出方法**

- メニュー①及び②(本格耐震改修)は長屋1棟単位の申請となり、1棟当たりの上限額は以下となります。  
 メニュー① 木造住宅の場合：500万円、京町家の場合：600万円  
 メニュー② 木造住宅の場合：250万円、京町家の場合：300万円
- メニュー③(簡易耐震改修)及び④(防火改修)は、以下の(1)と(2)のどちらか低い額になります。  
 (1) 1住戸×補助額 (2) 木造住宅の場合：250万円、京町家等の場合：300万円



## 京町家等 (昭和25年(1950年)11月22日以前に着工)

本格耐震改修		耐震診断・耐震改修設計 (※2)	補助限度額	
①	現在の耐震基準に適合する工事 (上部構造評点1.0相当以上)	●	120~300万円 (※3, 4)	
②	一定以上の耐震性能を確保する工事 (上部構造評点0.7相当以上1.0相当未満)	●	60万円	
簡易耐震改修 (※1)		耐震診断・耐震改修設計 (※2)	メニューごとの 限度額	補助限度額
③	ア 壁の設置や屋根の軽量化により耐震性能が従前よりも向上する工事	▲ (※5)	30万円	組み合わせて 60万円
	イ 屋根構面等の水平構面の強化	—	10万円	
	ウ 根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	—	20万円	
	エ 礎石等の基礎の補修	—	20万円	
	オ 土壁の修繕	—	40万円	
	カ 柱脚部への足固め, 根がらみの設置	—	10万円	
	キ 耐震シェルターの設置	—	30万円	
防火改修 (※1)		耐震診断・耐震改修設計 (※2)	メニューごとの 限度額	補助限度額
④	ア 軒裏の防火改修工事	—	20万円	組み合わせて 60万円
	イ 開口部の防火改修工事	—	1万5千円/㎡	
	ウ 長屋の界壁の防火改修工事	—	20万円	
	エ 外壁の防火改修工事	—	20万円	
	オ 感震ブレーカーの設置工事	—	5万円	
<b>備考</b> ※1 長屋の場合, 住戸ごとに補助限度額を適用します(一棟当たりの上限あり)。 ※2 「●」がついているメニューは耐震診断及び耐震改修設計が必要です。 ※3 メニュー①を利用する場合, 延べ面積が120㎡を超えるものは, 補助限度額を超過部分1㎡当たり1万円引き上げます(引き上げ後最大300万円)。 ※4 景観重要建造物等は40万円加算。 ※5 原則, 耐震診断及び耐震改修設計が必要ですが, 屋根の軽量化については耐震診断及び耐震改修設計を行わなくても利用できます(その場合, 補助限度額は20万円)。				

## 耐震化の現状と「新・耐震改修促進計画」の目標

対象とする建築物の分類（住宅、特定建築物、市有建築物）ごとに耐震化の目標を設定し、市内建築物の耐震化に取り組みます。

### (1) 住宅の目標

- 木造戸建住宅は地震の発生により、建物が倒壊する危険性が高い一方、歴史的町並み景観や伝統的な間取り、空間構成を有する重要な本市の財産です。
- 本計画では、“いのち”を守ることを最優先に、地震時の被害を減らすため、市民が手軽に利用できる「まちの匠事業」に代表される耐震リフォームを木造住宅の耐震化の重要な核として位置付けるとともに、住宅の耐震化を促進します。
- また、密集市街地（P.6 ※7参照）を擁し、長い歴史の中で地域単位の濃密なコミュニティが形成されている本市において、耐震化を促進していくためには、地域単位での防災性向上に向けた取組との連携が欠かせません。
- 本計画では、各地域で実施する取組との連携を重要な取組として位置付け、全学区を対象とし、地域でまちの耐震化に取り組んだ学区数（以下「まちの共汗地区数」という。）を京都市の独自の指標として設定し、住宅の耐震化に取り組んでいきます。

### ア 耐震化率

耐震化促進の指標として、住宅は、前計画において未達成であった耐震化率90%の目標値を平成32年度末までに達成することとし、平成37年度末までには耐震化率95%の達成を目指します。

【平成27年度末】	→	【平成32年度末】	→	【平成37年度末】
<b>84.7%</b>		<b>90.0%</b>		<b>95.0%</b>

表7 現状のまま、耐震化が進行した場合の住宅の耐震化率の見通し

	平成27年度末	平成32年度末	平成37年度末
住宅の耐震化率	84.7%	88.1%	91.3%

### イ まちの共汗地区数

学区単位で耐震化に取り組むための新たな指標として「まちの共汗地区数」を掲げ、地域の「まちの匠」と自主防災組織<sup>※15</sup>等とが連携して啓発に取り組む学区数を、平成32年度末までに100学区にすることを目指します。

【平成27年度末】	→	【平成32年度末】
<b>11学区</b>		<b>100学区</b>

※15 自主防災組織とは、災害対策基本法に規定するもので、自主的な防災活動を実施することを目的とし、近隣地域住民を単位として隣保共同の精神に基づき自ら組織されたもの。京都市では、概ね学区を単位とした「自主防災会」、町内会や自治会を単位とした「自主防災部」から構成されている。



## (2) 特定建築物の目標

耐震化促進の指標として、特定建築物は、前計画において未達成であった耐震化率90%の目標値を平成32年度末までに達成することとし、平成37年度末までには耐震化率95%の達成を目指します。

【平成27年度末】		【平成32年度末】		【平成37年度末】
<b>86.8%</b>	→	<b>90.0%</b>	→	<b>95.0%</b>

表8 現状のまま、耐震化が進行した場合の特定建築物の耐震化率の見通し

	平成27年度末	平成32年度末	平成37年度末
特定建築物 の耐震化率	86.8%	88.5%	90.0%

## (3) 市有建築物の耐震化の目標

- 耐震化促進の指標として、市有建築物（防災活動拠点、要配慮者利用建築物、不特定多数利用建築物）は、耐震化率95%の目標値を平成32年度末までに達成することとし、利活用の方針を検討中のものを除き、できるだけ早期に100%の達成を目指します。

【平成27年度末】		【平成32年度末】		【できるだけ早期】
<b>93.9%</b>	→	<b>95.0%</b>	→	<b>100%</b>

2016年3月「新耐震改修促進計画」

耐震診断・耐震改修助成制度の利用状況(過去5年間・直近)

(1) 木造住宅・京町家

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
木造住宅耐震診断士派遣事業(診断事業)	138	179	237	152	120
京町家耐震診断士派遣事業(診断事業)	105	188	201	153	96
耐震診断と耐震改修計画作成のパッケージ化	—	45	63	44	23
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	44	44	47	29	—
木造住宅耐震改修助成事業	26 (※2)	21	11	13	13 (※2)
京町家等耐震改修助成事業	1	4 (※2)	2 (※2)	10 (※2)	8 (※2)
まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震リフォーム支援事業	535	798	664	680	412

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数

※2 件数には、前年度からの繰越分を含む。

(2) 分譲マンション

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
分譲マンション耐震化対策事業(耐震診断)	0	0	1	3	4
分譲マンション耐震化対策事業(耐震改修計 画作成)	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震化対策事業(耐震改修)	0	0	0	0	0

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数

(3) 特定既存耐震不適格建築物

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業 (耐震診断)	4	2 (※2)	3	2	2 (※2)
特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業 (耐震改修計画作成)	2	1	2	0	0
特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業 (耐震改修)	0	1	1	0	2 (※2) (※3)

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数

※2 件数には、前年度からの繰越分を含む。

※3 全体設計承認を受け、複数年度に分けて補助金の交付を受けているものは、初年度の交付時に利用件数に加える。



## (4) 要緊急安全確認大規模建築物

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 (耐震診断)	15 (※2)	6 (※2)	6 (※2)	—	—
既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 (耐震改修計画作成)	2	4 (※2)	2 (※2)	2 (※2)	2 (※2)
既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 (耐震改修)	0	1 (※2)	5 (※2)	2 (※2)	0

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数

※2 件数には、前年度からの繰越分を含む。

## (5) 修学旅行生が利用するホテル、旅館

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化 対策事業 (耐震診断)	—	0	1	0	0
修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化 対策事業 (耐震改修計画作成)	—	1	0	1	0
修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化 対策事業 (耐震改修)	—	0	1	1	0

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数

## (6) 要安全確認計画記載建築物 (指定道路沿道)

(単位：件)

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※1)
要安全確認計画記載建築物 (指定道路沿道) 耐震化対策事業 (耐震診断)	—	—	—	1	1
要安全確認計画記載建築物 (指定道路沿道) 耐震化対策事業 (耐震改修計画作成)	—	—	—	—	0
要安全確認計画記載建築物 (指定道路沿道) 耐震化対策事業 (耐震改修)	—	—	—	—	0

※1 平成30年度は、8月末現在の申込件数